

駐輪場利用規則

サザンヒル八事分譲住宅には各棟それぞれに複数の駐輪場があります。そこには適当な大きさの自動二輪、原付バイク、自転車、三輪車、シルバーカー、キックボード等を停めることができます。

駐輪場利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 駐輪場の整理・整頓や、不審物の排除に積極的に協力すること。
2. 駐輪場には、いかなる工作物も架設または設置しないこと。
3. 駐輪場に停める物は管理組合に届け出を行い、管理シールを貼ること。
4. マンション敷地内においては、騒音防止に努めること。またエンジンを用いた物については空ぶかしをしないこと。
5. 駐輪場に停める物の保全・管理は所有者の責任で行うこと。
6. 駐輪場に停めた物が不要になった場合は管理組合に通知の上、速やかに撤去すること。もしも自分で撤去することが難しい場合は、管理組合に通知し、撤去費用を支払うこと。
7. 管理組合は、駐輪場に停める物の破損、盗難などについて、一切の責任を持たないことを了承すること。
8. 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。

なお、放置されているとみなされる物は事前通告の上、管理組合が撤去します。またその撤去費用を請求することがあります。

(附則)

この規則は令和5年5月21日から施行する。